

令和5年度赤磐市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

第1 基本事項

1 計画の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画において定めることとされている、各年度の事業について定める実施計画として、令和5年度のごみ処理基本計画の実施に向け、基本計画の基本理念である市民・事業者・行政で考え実行する持続可能な都市形成を推進するための必要な事項を定めるもの。

2 計画区域 赤磐市全域

3 計画期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 収集計画人口 41,932人

5 計画処理量

区分	計画処理量（t/年）
家庭系ごみ	7,792
事業系ごみ	3,255
集団回収	436
計	11,483

第2 処理計画

1 ごみ処理方法及び形態

分別区分		収集・運搬			中間処理		最終処分		
		方式	頻度	形態	方法	形態	方法	形態	
家庭系	可燃ごみ	ｽｰｼｮﾝ	週2回	直営 委託	焼却 リサイクル	委託	埋立	委託	
	中型混合ごみ	ｽｰｼｮﾝ	月1回	直営 委託	破碎・焼却 リサイクル	直営 委託	埋立	委託	
	粗大ごみ	ｽｰｼｮﾝ	月1回	直営 委託	破碎・焼却 リサイクル	直営 委託	埋立	委託	
	プラスチック 製容器包装	資源化物 集積場所	月3回	委託	リサイクル	直営 委託	—	—	
	紙類	新聞	資源化物 集積場所	月1回	委託	リサイクル	委託	—	—
		雑誌・雑紙							
		段ボール							
紙パック									
布類	資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	リサイクル	委託	—	—		
天ぷら油	資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	リサイクル	委託	—	—		





	飲食用缶	スチール缶	資源化物 集積場所	月1回	委託	リサイクル	委託	—	—
		アルミ缶							
	スプレー缶		資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	リサイクル	委託	—	—
	その他金属		資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	リサイクル	委託	—	—
	びん類	無色びん	資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	リサイクル	委託	—	—
		茶色びん							
		その他							
	ペットボトル		資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	リサイクル	委託	—	—
	白色発泡トレイ		資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	リサイクル	委託	—	—
	埋立ごみ		資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	破碎	直営	埋立	委託
	小型混合ごみ		資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	破碎・焼却 リサイクル	直営 委託	—	—
蛍光管等		資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	リサイクル	委託	—	—	
刃物		資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	リサイクル	委託	—	—	
廃電池		資源化物 集積場所	月1回	直営 委託	リサイクル	委託	—	—	
事業系	可燃ごみ		各戸収集	各契約 による	許可	焼却 リサイクル	委託	埋立	委託







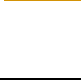





※ 家庭系・事業系ともに収集・運搬の方法は上記のほか自己搬入がある。

※ 中間処理で発生した焼却灰は、可能な範囲の量を再資源化するものとする。











2 発生・排出抑制等計画

(1) ごみの排出抑制の推進

施策・事業	概要	SDGs
環境教育の充実	市内小中学校から要請により環境センターの見学会を実施し、ごみ問題に関する意識の向上を図る。	
体験講座の実施	消費生活問題研究会や公民館講座と協働するなどのリサイクル教室を実施し、環境やごみの減量・リサイクル等についての教育を実施する。	
食品ロス等の情報提供	環境月間等に合わせてホームページや広報紙により、食品ロスに関する意識向上のための情報発信を行う。	
生ごみ処理容器の設置助成	生ごみ処理容器購入費補助を継続して実施します。また、補助制度について広報紙で周知する。	

厨芥類の減量化推進	リサイクル推進委員会議や広報紙で厨芥類の水切りをはじめとする減量化、堆肥化を推進する。	
ごみ収集の有料化	指定袋や指定シールなどの方法により実施している有料化を継続して実施する。	
ごみを出さない生活スタイルの推進	家庭でできる発生・排出抑制等を積極的に取り組む生活スタイルを広報紙で呼び掛け、ごみそのものの減量や資源化を促進する。	
マイバッグの利用促進	ホームページ、広報紙、啓発グッズの配布によるマイバッグ運動を実施し、レジ袋等の過剰な消費を削減する取組を定着させる。	
資源ごみの分別収集・リサイクルの推進	現在実施している資源物の分別収集を継続する。 プラスチック製容器包装の拠点回収を市役所本庁及び各支所で実施し、資源化の促進を図るとともに製品プラスチック回収に向けた調査・検討を行う。	
リユースの推進	リサイクルプラザにおいて、市民が持ち込むリユース品の展示・販売を継続して実施し、ごみの発生抑制を図る。また、伐採木を薪として資源化するなど、資源化の取組を実施し、リサイクル率の向上を図る。	
再生紙使用製品の利用推進	再生紙が配合された製品の利用促進を呼び掛ける。市が購入する紙や印刷物の発注については、できる限り再生紙を使用したものとする。	
フリーマーケット等のイベントの開催	リユース品等の交換を促進するため、フリーマーケット等のイベントを開催し、ごみ減量の情報発信を行う。	
事業系ごみの展開検査の実施と排出指導の実施	不定期に事業系ごみの展開検査を実施し、適正排出の厳守を事業者に指導する。	
県と連携した食品ロス削減キャンペーン等の実施要請	県が実施している食品ロスキャンペーンに合わせて市民や事業者に対して食品ロス削減の啓発を行う。	
不法投棄監視パトロール	赤磐市環境衛生協議会と連携し、不法投棄監視パトロール、啓発活動を実施する。また、郵便局からの情報提供、県との情報共有、警察との連携により早期発見、迅速な対応を行う。	
環境美化活動の推進	自治会等に協力要請し、クリーンキャンペーンや市内一斉清掃活動、河川清掃活動等を実施する。	
アダプト事業の推進	市のアダプト事業及びおかやまアダプト事業参加団体の拡大を目指し、広報紙やホームページを通じて周知を図ることで、地域活力を活用した環境美化活動を推進する。	

(2) 適正な処理・処分の推進

施策・事業	概要	SDGs
分別排出の強化	自治会から希望を取り、分別指導等出前講座を実施する。	12 つくる責任 つかう責任 
環境にやさしい収集運搬車両の導入	収集車の環境対策を進めることなどにより、CO2排出量を削減します。	9 豊か 持続可能な 成長をつつくる 
新型コロナウイルス感染症等に対応する収集体制の構築	集積場所への啓発看板の設置や環境センターで使用する高機能マスク、抗原検査キット、空気清浄機等を整備することで、ごみ収集作業における安全性を確保し、持続可能な収集体制構築に向けた業務継続計画を策定する。	11 住み続けられる まちづくりを 
廃棄物処理施設周辺の環境管理	赤磐市環境センター（エコプラザあかいわ）周辺地域の環境保全と公害防止のため、施設から発生する排出ガス中の有害物質の濃度測定等、環境調査を継続実施し、ホームページで公表する。	11 住み続けられる まちづくりを 
エコプラザあかいわの運転情報の公開	赤磐市環境センター（エコプラザあかいわ）エネルギー回収推進施設（焼却施設）の維持管理状況をホームページで公表する。	11 住み続けられる まちづくりを 
焼却灰のセメント原料利用の推進	資源化向上と最終処分量の減量を図るため、民間事業者の協力を得ながら、焼却灰のセメント原料利用を推進する。	9 豊か 持続可能な 成長をつつくる 
不燃残渣のリサイクルに関する調査・研究	最終処分量の減量を図るため、不燃残渣（不燃ごみから「可燃ごみ」「資源物」を徹底的に除去した後の残渣）のリサイクルについての調査・研究を進める。	12 つくる責任 つかう責任 
廃家電のリサイクルに関する普及啓発	廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法や資源の有効な利用の促進に関する法律、小型家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化、再資源化がなされるよう、引き続き関連団体や小売店などと協力し、普及啓発を行う。	12 つくる責任 つかう責任 
せん定枝・草木類等の資源化に向けての調査・研究	可燃ごみの減量を図るため、可燃ごみとして排出されている剪定枝・草木類の資源化に向けて調査研究を進める。	12 つくる責任 つかう責任 
中間処理における減量化・資源化による最終処分量削減	最終処分量の減量を図るため、中間処理における焼却残渣や不燃残渣の資源化を進める。	12 つくる責任 つかう責任 
最終処分場整備に向けた検討	最終処分場整備にかかる新たな基本構想を基に、地元との合意形成に向けた協議を進める。	11 住み続けられる まちづくりを 

(3) 市民協働の推進

施策・事業	概要	SDGs
自治会、市民団体等と協働したリサイクル推進活動の実施	区、町内会及び市民団体等と協働し、資源物の分別収集を推進することにより、ごみの減量及びリサイクル率の向上に努める。	12 つくる責任 つかう責任
アダプト団体等と協働した各種活動の実施	「アダプト・プログラム」の手法を取り入れた各種活動を協働実施し、草刈りや花壇の整備等を通じ環境美化を行うことで、ごみの投棄防止を推進し、快適なまちづくりに努める。	11 住み続けられる まちづくりを
3010運動等食品ロス対策の実施・推進	全国的に取組が進んでいる3010運動を本市でも普及拡大させ、食品ロスの削減に努める。	11 住み続けられる まちづくりを
グリーン購入の実施・推進	リサイクル事業の市場の拡大と持続可能な社会の構築に向けて、グリーン購入率の向上を目指し、環境負荷の少ない商品の積極的な購入に努める。	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう
地域の支え合い活動の実施	保健福祉部局や住民団体と連携を図ることで、支え合い活動やシルバー人材センターが実施するワンコインサービス等、地域の実態把握に努める。	11 住み続けられる まちづくりを

持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な社会づくりとの統合的取組を推進するため、以下のSDGsの考え方を踏まえた事業実施を行います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

目標 1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

目標 2 飢餓をゼロに

目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標 5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

目標 6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する

目標 7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

目標 8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する

目標 9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

目標 10 国内および国家間の不平等を是正する

目標 11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

目標 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

目標 14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標 15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

目標 16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する

目標 17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

3 収集・運搬計画

(1) 市が行うごみの収集・運搬

分類区分	形態	収集回数	収集量 (t/年)	搬入先	
家庭系	可燃ごみ	直営 委託	週2回	6,380	焼却施設
	不燃ごみ	直営 委託	月1回	40	資源化施設
	資源ごみ	直営 委託	月3回	538	資源化施設
	粗大ごみ	直営 委託	月1回	183	資源化施設
	その他	直営 委託	月1回	31	資源化施設

(2) 市が行う以外のごみの収集・運搬

分類区分	形態	収集回数	収集量 (t/年)	搬入先	
家庭系	可燃ごみ	排出者	自己搬入	44	焼却施設
	不燃ごみ	排出者	自己搬入	67	資源化施設
	資源ごみ	排出者	自己搬入	357	資源化施設
	粗大ごみ	排出者	自己搬入	119	資源化施設
	その他	排出者	自己搬入	33	資源化施設
事業系	可燃ごみ	排出者	自己搬入	358	焼却施設
	可燃ごみ	許可	各契約 による	2,897	焼却施設

(3) 排出禁止物

本市で処理できないものは次のとおりとする。

区分	例示	処理方法
有害性のあるもの	劇薬、農薬等	販売店、製造者、専門業者、関係団体等に相談し、適正に処理すること。
危険性のあるもの	消火器、プロパンガス等	
引火性のあるもの	ガソリン、灯油、オイル等	
著しく異臭を発するもの	腐敗した動植物残渣等	
適正処理困難物等	ブロック、コンクリート片、瓦、レンガ、土、砂、石、タイヤ、車、自動二輪、原動機付自転車、自動車等のバッテリー、ピアノ、仏壇、液体又は汚泥など	
特別管理一般廃棄物に指定される物	感染性一般廃棄物等	感染性一般廃棄物等は、適正に取り扱うことができる特別管理産業廃棄物処理業者に委託し、処理すること。
産業廃棄物（条例第24条第1項に規定する併せ産業廃棄物を除く。）	—	産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理すること。

4 ごみ処理施設の概要

(1) 焼却施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	処理方式
赤磐市環境センターエネルギー回収推進施設	津崎 197 番地 1	4.4	准連続式ストーカ炉

(2) 資源化施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	処理方式
赤磐市環境センターマテリアルリサイクル推進施設	津崎 197 番地 1	4	破碎・選別・圧縮・梱包・保管
赤磐市ペットボトル他ストックヤード	鴨前 914 番地 1	0.6	圧縮・梱包・その他

(3) 最終処分場（委託先）

委託業者	奈良県御所市蛇穴406番地の1 株式会社南都興産
埋立処分場所	奈良県御所市重坂329
処分計画量	1,103 t/年

5 一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の新規許可

現在、一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の許可業者は20者となっており、既存の許可業者等によって事業系一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われているところである。事業系一般廃棄物の適正な収集及び運搬を、継続的かつ安定的に実施するためには、既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせることが妥当と考えられる。よって、当分の間、一般廃棄物処理業（ごみの収集・運搬）の新規許可は見合わせることにする。

ただし、一般廃棄物の資源化を目的とする廃棄物処理業に伴う、収集・運搬は除くものとする。

第3 その他

本市のごみ処理を推進するための事業であって本計画で定める事業以外のものについては、本市のごみ処理基本計画の趣旨に合致する場合に限り、実施することができるものとする。